

ベネッセ 学童クラブ桜新町

ベネッセの学童クラブ

運営: (株)ベネッセスタイルケア

2024年4月から「ベネッセ 学童クラブ桜新町」は、世田谷区民設民営学童クラブとして、**民間事業者が運営する学童クラブ**です。

ベネッセの学童クラブは、「**学びと遊びのリズムをつくる**」を大切に、小学生の放課後の生活の中で、生活習慣を身につけることに加え、楽しみながら学ぶ時間と、思いっきり遊ぶ時間の、メリハリをつけることができるように活動を組み立て、こどもにとって過ごしやすい生活をつくっていきます。

【クラブの特長】

「ベネッセ 学童クラブ桜新町」で行う活動・イベントは、一部を除き、**参加費・材料費は月額保育料に含まれています**。
活動・イベントの参加有無をこどもが主体的に決めることで、自主性を育みます。

☆「学びに向かう力」を育む、多様な活動

受動的なことだけでなく、こどもたちが能動的に取り組み、理解を深めることで、自らの学びにつなげます。



<ドキドキ理科体験>

「なぜだろう?」「こうじゃないか?」の身近な生活シーンからワクワクを体験。知的好奇心を刺激します。低学年のこどもにもわかりやすく楽しいと好評です。

<社会科見学・お仕事見学>

社会を知る機会を得るため、社会の「仕事」や「職業」の仕組みに触れたり、そこで働く「大人たちの想い」を直接聴いたり、尋ねたりします。



<学びレッスン>

文字・数・思考を育む、国語や算数の活動や、英語や他言語、異文化に触れるレッスンなども実施していきます。

<異世代・異年齢交流>

弊社運営の保育園や老人ホームと交流し、季節を感じるイベントを一緒に行ったり、異世代交流の中からこどもたちの成長を促したり、相手を思い、いたわるころやことばを育みます。

☆安心安全な子どもたちの居場所

放課後の時間に「ほっ」とできる場所、子ども同士が成長できる場所であるために、環境整備や安全・衛生管理を徹底しています。

<温かみのある室内環境>

ご家庭にあるような家具を配置し、落ち着くことができる環境整備をしています。
こどもでも安全に動かすことができる家具を使ったり、整理がしやすい配置にすることで、安全管理・衛生管理を徹底しています。



<室内のイメージ>
写真はベネッセ学童クラブ本館の室内です



<延長利用も安心。お食事の提供>

夜間延長時、希望者には夕食を提供します。
長期休業日には昼食の注文もできます。
※有料。メニューによります

【定員・開所時間】

受入れ児童数: 40人

受入れ対象校: 松丘小、桜町小

※毎年度、受入れ対象校のみで定員が埋まる状況があります。

保育時間:

平日: 放課後～21時 (延長時間: 19時1分～21時)

土曜: 8時～19時

学校休業日: 7時30分～21時

(延長時間: 7時30分～8時14分、19時1分～21時)

※延長保育のご利用には、
別途15分毎500円の延長料金が必要となります)



【ベネッセ 学童クラブ桜新町所在地】



住所: 東京都世田谷区桜新町2-12-4 2F



ベネッセ 学童クラブ桜新町 入会申請係

お問い合わせ先: 03-5426-2157 (平日10-19時受付)

(運営事業者: 株式会社ベネッセスタイルケア)

ベネッセスタイルケアは、首都圏を中心に学童・放課後事業を47施設、保育事業(保育園)を70施設運営しています。

詳しいご紹介は→
HPからご確認ください



【学び・体験活動、行事について】

こどもの学びにつながるイベントや体験活動を多数実施しています。
一部を除き、参加費・材料費は月額保育料に含まれていますので、参加可否はこどもが自主的に決めます。

- *お誕生日会（毎月）
- *社会科見学・お仕事見学
（オンラインもしくは現地訪問で実施。年間10回以上）
- *チャレンジの先生DAY（月2回）
- *ドキドキ理科体験（月1回）
- *えいご体験（月1回）
- *異文化・言語体験（年間4回以上）
- *季節の工作、製作体験（年間4回以上）
- *異世代交流（不定期）
- *クラブ対抗クイズ大会等、
複数の学童クラブ間でのオンライン交流（不定期）
- *お泊りキャンプ・デイキャンプ（年1-2回）※有料
- *土曜日や日曜日、平日夜間に実施する特別講座 ※有料

※上記は予定です。変更する場合があります。
※上記以外にも様々なイベント・活動を実施します。
※避難訓練は安全管理のため毎月実施予定です。



【保育料・その他オプションサービスについて】

「ベネッセ 学童クラブ桜新町」は民設民営学童クラブであり、区の公設学童クラブとサービス・料金が異なる部分がございます。必ず詳細を確認のうえ、申請してください。

【保育料金等について】

世田谷区の規定により、基本時間に対しての月額保育料が定められます。**（非課税）**
区が定める保育時間（月～土）8:15～19:00については、小学校内の新BOP学童クラブと同設定になります。

月極保育料金 （通年）	基本保育料 （通年）	1-3年生 （8:15～18:15）	月極 月～土	5,000円
	延長料金 （通年）	1-3年生 （18:16～19:00）	月極 月～土	1,000円 ※利用回数に関わらず一律

ベネッセの学童クラブ 独自のサービスについて（8:00～8:14、19時以降の保育やその他サービス）

オプション 料金	延長料金	500円/15分（7:30-8:14、19:01-21:00）
オプション 料金	お食事 （昼・夕）	弊社運営の老人ホームで、クラブに併設しております 「グランダ桜新町」の厨房で作ったお食事を提供します。 （1食875円～※2026年度実績）
送迎	優先受入校送迎	月額料金に含む
入退管理システム利用		月極料金に含む
その他	イベント時の材料費など 実費を頂戴する場合があります。 ※表記は税抜き。保育料等は口座引落となります。利用の翌月請求・引落です。	



【利用申請について】

「ベネッセ 学童クラブ桜新町」は、世田谷区の基準に沿って運営を行う民設民営学童クラブです。区の公設学童（新BOP学童クラブ）とサービスが異なります。サービスの違いをご理解の上、申請ください。

申請されるかは、

2026年9月1日～30日の間に必要書類を揃え、ご申請ください。

※上記期間を過ぎての申請は、定員に空きがある場合のみとなります。

新BOP学童クラブに比べ、定員が小さいため、提出いただいた書類により審査を行い、優先順位の高い方を「定員」までお受入れします。

<申請手続き・書類について>

申請を希望される方は「申請書類」をお受け取りください。

申請書類に不備があると、申請を受付できません。

<申請方法>

「ベネッセ 学童クラブ桜新町」への提出（持ち込み）をお願いします。

<申請書類の配布について>

申請を希望される方は「申請書類」をお受け取りください。

申請書類の配布期間：2026年8月12日～9月30日

申請書類の配布場所・時間：

①ベネッセ 学童クラブ桜新町

（桜新町2-12-4 2F、平日10-19時、土曜日9-18時）

②ベネッセ 学童クラブ芦花公園

（粕谷2-3-7、平日10-19時、土曜日9-18時）

③ベネッセ 学童クラブ千歳船橋

（船橋1-10-3 1-2F 平日10-19時、土曜日9-18時）

※郵送でのお届けは受け付けておりませんので
ご了承ください。



【利用申請について】 つづき

<申請方法>

「指定場所への提出」をお願いします。

申請書類の受付期間：2026年9月1日～9月30日
(日曜・祝日を除く)

※9月30日(水)19時が締め切りとなります。

遅れての受理はできかねます。

申請受付場所・時間：

ベネッセ 学童クラブ桜新町

(桜新町2-12-4 2F、平日：10-19時、土曜日：9-18時)



※書類に不備があった場合は、再度ご提出いただく場合もございますので、事前に書類をご確認の上ご持参いただきますよう、お願いいたします。

※申請期間終了に近づくと、申請にお越しいただくかたが多くなりますので、余裕をもってお越しいただけますと幸いです。

申請いただいた後のながれ

申請後、審査を行います。

9月に申請いただいた内容の審査結果は、2026年10月下旬までに結果をご連絡いたします。

時期	内容
9月1日(火)～30日(水)	申請受付 (ベネッセ 学童クラブ桜新町 現地受付)
～10月中旬	申請内容の審査
10月下旬	審査結果をご登録住所に郵送します。 →お便りが届くまでお待ちください。 10月31日までに結果が届かない場合 には、お電話でお問い合わせください。
11月(見込み)	新BOP学童クラブの申請受付 (民設民営学童クラブに漏れたかた、 新BOP学童クラブ希望のかた)
1月	個別面談
2月下旬～3月中旬	入会者向け説明会

お問合せ先：「ベネッセ 学童クラブ桜新町」

電話03-5426-2157

(平日10-19時受付)

ベネッセの学童クラブ 申請書提出確認表

【入会申請時に提出が必要な書類】

	必要書類	チェック
1	ベネッセの学童クラブ 入会申請書	
2	就労（予定）証明書	
	申立書（スケジュール表）	
3	延長利用確認書	
(4)	児童票（必要なかたのみ）	

※入会申請書については、申請者全員提出が必要です。

※就労（予定）証明書については、保護者1名につき1枚必要です。

※申立書については、就労形態がフリーランス等、もしくは就学、技能訓練中
看護、入院・疾病・障害等での申請時にご提出ください。

就労（フリーランス等）の方は、スケジュール表の提出もお願い致します。

※提出は現地への提出のみ受け付けます。

ご希望の学童クラブへ直接お持ちください。

受付時間（平日：10－19時、土曜日：9－18時）

※こちらの確認表は提出の必要はありません。

なお、ご確認事項がございます場合は、お手数ですが

各学童クラブへご連絡ください。

ベネッセ 学童クラブ桜新町 電話番号:03-5426-2157 平日:10-19 時

ベネッセ 学童クラブ芦花公園 電話番号:03-5316-2505 平日:10-19 時

ベネッセ 学童クラブ千歳船橋 電話番号:03-5799-4638 平日:10-19時

※保育対応中や担当が不在の際は折り返しのご連絡となる場合があります。

もしくはベネッセの学童クラブホームページの「WEBからの相談・お問い合わせ」フォームより
お問い合わせください。

（右下の2次元コードからお問い合わせフォームへリンクできます）





ベネッセの学童クラブ 入会申請書

次のとおりベネッセ 学童クラブ()の入会を申請します。(* 印の欄は職員記入欄です)

申請者 (保護者)	フリガナ		緊急 連絡先 ・児童との関 係	(1)	-	-	(自宅・携帯・勤務先) 続柄〔 〕
	氏 名			(2)	-	-	(自宅・携帯・勤務先) 続柄〔 〕
				(3)	-	-	(自宅・携帯・勤務先) 続柄〔 〕
	現住所	〒 - TEL ()					
	転居先 (予定)の 住所	〒 - (月 日転居予定) 世田谷区 TEL ()					

入会児童	フリガナ		男・女	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日	児童 番号	* 〃		
	氏 名								
	申請時現在	令和9年4月1日時点	指定校 変更を希望 する場合 (※2)	本来の学区	小学校	クラブ	*	学校	*
	〔 〕 保育園・幼稚園・小学校等	〔 〕 小学校 年生				No.		No.	

※本申請書は令和9年4月1日よりベネッセの学童クラブをご利用希望される方の申請書となります。

※令和9年4月2日以降にご利用希望の方は、個別にご相談ください。

家族状況 (入会児童以外)	続 柄	フリガナ 氏 名	年齢	職業等(児童の保護・育成ができない理由)	提出書類
	保護者				就労証明書・申立書・その他()
	保護者				就労証明書・申立書・その他()
	同居人				
	同居人				
	同居人				

※保護者…同居していない場合も記入します。同居していない場合は、就労証明書等は不要です(単身赴任者等)。

同居人…兄弟や祖父母等。同居所で別世帯の場合も記入してください。未就学児の場合は、保育園名等を記入してください。

基本保育時間 平日: 時 ~ 時、長期休業時: 時 ~ 時、土曜日: 時 ~ 時

<裏面もご記入ください>

* 以下すべて職員記入欄

受 付	受付日	入会 希望日	受付 クラブ	施設長	受付職員
	受付時 特記事 項	・兄弟関係: ☐ 同時申請あり *新規入会児童の場合: ☐ 兄弟入会歴あり(児童番号:) ・児童票: ☐ 提出あり ☐ 提出予定 ・アレルギー票 ☐ 提出あり ☐ 提出予定 ☐ 食物アレルギー「有」だが配慮不要と保護者確認済 ・同年度再入会: ①就労状況 ☐ 変更なし ☐ 変更あり ②児童票 ☐ 変更なし ③アレルギー票 ☐ 変更なし ・新年度入会: ☐ 指定校変更あり ☐ 保育園結果待ち/育休復帰日待ち(決定: / 頃)→ ☐ 連絡あり			

入会日	入 力	入会通知発送	口座登録
			1.未登録 (案内同封) 2.既登録

保 護 者 の 状 況

		保護者()の 状 況	保護者()の 状 況
就 労 の 場 合	勤 務 先		
	所 在 地		
	電話番号		
	仕事内容		
	就労日数	週 日・週 時間勤務（日曜日を除く）	週 日・週 時間勤務（日曜日を除く）
	休 日	日曜日 土曜日（月 回） その他（ ）	日曜日 土曜日（月 回） その他（ ）
	勤務時間 （日曜・祝日 を除く）	時 分 ～ 時 分（ 曜日）	時 分 ～ 時 分（ 曜日）
		時 分 ～ 時 分（ 曜日）	時 分 ～ 時 分（ 曜日）
		時 分 ～ 時 分（ 曜日）	時 分 ～ 時 分（ 曜日）
	(不規則)	(不規則)	
職場復帰の場合	病気休業・育児休業 から 月 日に職場復帰	病気休業・育児休業 から 月 日に職場復帰	
疾 病 ・ 産 休 等 の 場 合	事 由	疾病 ・ 産休 ・ その他（ ）	疾病 ・ 産休 ・ その他（ ）
	病 名 等 (疾病等の場合)		
	期 間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	状 況	入院 ・ 自宅療養 ・ 通院(週 回)	入院 ・ 自宅療養 ・ 通院(週 回)
	その後の予定	職場復帰 ・ その他（ ）	職場復帰 ・ その他（ ）

※育児休業中は入会要件に該当しないので、ご注意ください。

【児童の状態について記入してください。】

①育成上、特に配慮を要することはありますか？（有・無）

※心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にあるお子さんについては『児童票』をご提出ください。
児童票がご入用の方に関しては、職員にお知らせください。

②食物アレルギーの有無（有・無）／ その他アレルギーの有無（有・無）／ エピペンの所持（有・無）

※ おやつ提供に際して、食物アレルギーによる配慮が必要なお子さんについては、入会決定後に『食物アレルギーに関する調査票』をご提出ください。申請時には提出不要です。

③その他特筆すべき事項

※本申請書のほか、ご利用が決定したご家庭に関しては、別途、個人情報に関する同意書のご記入をお願いさせていただきます。あらかじめご了承ください。

記入にあたっての注意事項

- ※就労証明書はすべて就労先の取扱い者が記入してください(就労者本人の記入、加筆等不可)。
ただし、就労者本人が会社・店舗の代表者の場合は、本人(代表者として)による証明で結構です。
※訂正の際は二重線を引き、証明印(社印)による訂正印が必要です(修正液・修正テープは無効)。
※週の就労日数・就労時間については、規則的でかつ幅がある場合は、常態での日数・時間を記入してください。不規則の場合は、実際の就労状況を記入してください。
※鉛筆や消えるペンで記入した就労(予定)証明書は受付できません。

就 労 (予 定) 証 明 書

年 月 日

裏面記入例を参照のうえ
すべての欄に記入してください。

- ※証明印は原則朱肉を使う印鑑を使用してください(浸透印不可)。
※朱肉を使う印鑑での押印が困難な場合には電子印での押印も可能です。
※鉛筆・消えるペンによる証明は無効です。
上部、注意事項もご確認ください。

事業所名 (社印)

所在地

電話番号

代表者名

取扱者名

次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。

①就 労 者 氏 名				
②就 労 者 住 所				
③就 労 先	事業所名			
	住所		TEL	
④仕 事 の 内 容	(常 勤 ・ 非 常 勤 ・ パ ー ト ・ アルバイト)			
⑤就労(予定)開始年月日	年	月	日	
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週【 】日、 週合計【 】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)			
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)	時	分	～	時 分 【 曜日 】
	時	分	～	時 分 【 曜日 】
	時	分	～	時 分 【 曜日 】
	※不規則の場合／その他備考 []			
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	【 】月の勤務日数		【 】日間	
	【 】月の勤務日数		【 】日間	
	【 】月の勤務日数		【 】日間	
	※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 []			

学童クラブ名

児 童 名

※この欄のみ保護者が記入 →

--	--

就労(予定)証明書 記入例

◆令和9年4月1日以降の就労状況を証明してください。

◆派遣社員の方は、原則として派遣元からの証明が必要です。「③現在の就労先」が派遣先になります。

就 労 (予 定) 証 明 書					
証明印は原則社印(朱肉を使う印鑑)です。 事情により社印をとるのが難しい場合や、事業所にスタンプ印しかない場合は、代表者又は人事担当者が 職名・氏名を記入し、押印(朱肉を使う印鑑)してください。 (訂正も同じ証明印を使用。小印不可。) 上記のいずれも対応が難しい場合には電子印の使用も可能です。			令和 8 年 9 月 1 日		
			事業所名 ◇◇株式会社  (社印)		
			所在地 港区〇〇 3-2-1		
			電話番号 03-xxxx-xxxx		
代表者名 新橋 大介			取扱者名 人事課長 三田 一子 		
次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。					
①就 労 者 氏 名	北沢 明子				
②就 労 者 住 所	世田谷区代田〇-〇-〇				
③就 労 先	事業所名	◇◇株式会社 実際の勤務地			
	住所	港区〇〇 3-2-1		TEL	03-xxxx-xxxx
④仕 事 の 内 容	〇〇の販売、経理事務 (常勤・非常勤・パート・アルバイト)				
⑤就労(予定)開始年月日	令和7 年 4 月 1 日				
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週【 3~4 】日、週合計【 21~28 】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)				
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)	10時 00分~17 時 00分 【月~金のうち3日 曜日】 8時 00分~18 時 00分のうち7時間 【 月2回土 曜日】 時 分~ 時 分 【 曜日】 ※不規則の場合/その他備考 []				
	証明書発行月は最近3か月に含まない				
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	【 8 】月の勤務日数 【 14 】日間				
	【 7 】月の勤務日数 【 15 】日間				
	【 6 】月の勤務日数 【 8 】日間				
	※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 [6月:月途中の採用のため。 給与の締め日の関係で6~8月の勤務日数で提出]				

◆育児休業中／育児短時間勤務利用の場合

- 育児休業中の場合、⑧の※欄に「育児休業中のため。〇年〇月〇日復帰予定」等と記入します。
(復帰日未定の場合は、復帰日が決まり次第、就労証明書の再提出が必要です。)
- 育児短時間勤務の場合、⑥⑦に正規の就労状況、⑦の※欄に短時間勤務の状況を記入します。
例：4月30日まで育児短時間勤務予定。10~16時勤務(月~金、週合計30時間)

◆よくある質問に対する回答

- 証明日現在から就労時間数等の変更予定がある場合は、⑥⑦に変更後の就労状況を記入し、⑦の※欄に、現在の状況と変更年月日を記入します。
例：現在は9~13時勤務(月~水、週合計12時間)だが、令和9年4月1日より変更予定
- 就労開始前や開始直後で前月の就労実績がない場合、⑧は空欄で結構です。
- 証明書を9月に作成する場合、⑧は8月・7月・6月の実績になります。
ただし、給与の締め日の関係で前月分の実績が出ていない場合は、7月・6月・5月の実績でも可。

記入にあたっての注意事項

- ※就労証明書はすべて就労先の取扱い者が記入してください(就労者本人の記入、加筆等不可)。
ただし、就労者本人が会社・店舗の代表者の場合は、本人(代表者として)による証明で結構です。
※訂正の際は二重線を引き、証明印(社印)による訂正印が必要です(修正液・修正テープは無効)。
※週の就労日数・就労時間については、規則的でかつ幅がある場合は、常態での日数・時間を記入してください。不規則の場合は、実際の就労状況を記入してください。
※鉛筆や消えるペンで記入した就労(予定)証明書は受付できません。

就 労 (予 定) 証 明 書

年 月 日

裏面記入例を参照のうえ
すべての欄に記入してください。

- ※証明印は原則朱肉を使う印鑑を使用してください(浸透印不可)。
※朱肉を使う印鑑での押印が困難な場合には電子印での押印も可能です。
※鉛筆・消えるペンによる証明は無効です。
上部、注意事項もご確認ください。

事業所名 (社印)

所在地

電話番号

代表者名

取扱者名

次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。

①就 労 者 氏 名				
②就 労 者 住 所				
③就 労 先	事業所名			
	住所		TEL	
④仕 事 の 内 容	(常 勤 ・ 非 常 勤 ・ パ ー ト ・ アルバイト ・)			
⑤就労(予定)開始年月日	年	月	日	
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週【 】日、週合計【 】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)			
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)	時	分	～	時 分 【 曜日 】
	時	分	～	時 分 【 曜日 】
	時	分	～	時 分 【 曜日 】
	※不規則の場合／その他備考 []			
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	【 】月の勤務日数		【 】日間	
	【 】月の勤務日数		【 】日間	
	【 】月の勤務日数		【 】日間	
	※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 []			

学童クラブ名

児 童 名

※この欄のみ保護者が記入 →

--	--

就労(予定)証明書 記入例

◆令和9年4月1日以降の就労状況を証明してください。

◆派遣社員の方は、原則として派遣元からの証明が必要です。「③現在の就労先」が派遣先になります。

就 労 (予 定) 証 明 書					
証明印は原則社印(朱肉を使う印鑑)です。 事情により社印をとるのが難しい場合や、事業所にスタンプ印しかない場合は、代表者又は人事担当者が 職名・氏名を記入し、押印(朱肉を使う印鑑)してください。 (訂正も同じ証明印を使用。小印不可。) 上記のいずれも対応が難しい場合には電子印の使用も可能です。			令和 8 年 9 月 1 日		
			事業所名 ◇◇株式会社 所在地 港区〇〇 3-2-1 電話番号 03-xxxx-xxxx 代表者名 新橋 大介 取扱者名 人事課長 三田 一子		
			社印がない場合や、スタンプ印しかない場合に押印		
次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。					
①就 労 者 氏 名	北沢 明子				
②就 労 者 住 所	世田谷区代田〇-〇-〇				
③就 労 先	事業所名	◇◇株式会社			
	住所	港区〇〇 3-2-1			
④仕 事 の 内 容	〇〇の販売、経理事務 (常勤・非常勤・パート・アルバイト)				
⑤就労(予定)開始年月日	令和7 年 4 月 1 日				
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週【 3~4 】日、週合計【 21~28 】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)				
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)	10時 00分~17 時 00分 【月~金のうち3日 曜日】 8時 00分~18 時 00分のうち7時間 【月2回土 曜日】 時 分~ 時 分 【 曜日】 ※不規則の場合/その他備考				
	【 8 】月の勤務日数 【 14 】日間				
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	【 7 】月の勤務日数 【 15 】日間				
	【 6 】月の勤務日数 【 8 】日間				
	※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 【 6月:月途中の採用のため。 給与の締め日の関係で6~8月の勤務日数で提出 】				

◆育児休業中／育児短時間勤務利用の場合

- 育児休業中の場合、⑧の※欄に「育児休業中のため。〇年〇月〇日復帰予定」等と記入します。
(復帰日未定の場合は、復帰日が決まり次第、就労証明書の再提出が必要です。)
- 育児短時間勤務の場合、⑥⑦に正規の就労状況、⑦の※欄に短時間勤務の状況を記入します。
例：4月30日まで育児短時間勤務予定。10~16時勤務(月~金、週合計30時間)

◆よくある質問に対する回答

- 証明日現在から就労時間数等の変更予定がある場合は、⑥⑦に変更後の就労状況を記入し、⑦の※欄に、現在の状況と変更年月日を記入します。
例：現在は9~13時勤務(月~水、週合計12時間)だが、令和9年4月1日より変更予定
- 就労開始前や開始直後で前月の就労実績がない場合、⑧は空欄で結構です。
- 証明書を9月に作成する場合、⑧は8月・7月・6月の実績になります。
ただし、給与の締め日の関係で前月分の実績が出ていない場合は、7月・6月・5月の実績でも可。



申 立 書

年 月 日

裏面をよく読んで記入し、
添付書類とあわせてご提出くだ
さい。

※鉛筆や消えるペンで記入した
申立書は受付できません。

住所

保護者氏名

児童氏名

クラブ名 ベネッセ 学童クラブ()

次の申し立て内容のと通りの就労状況(家族状況)により、就労証明書に替えて申請します。

☆雇用契約をされている会社があればご記入ください。

契約会社名

所在地

電話 ()

申し立て内容

①誰が

②どのような理由で

③どこで

④週何日

⑤何時から何時まで

記入事項:①誰が、②どのような理由で、③どこで、④週何日、⑤何時から何時まで

I.「申立書」と、II.添付書類（◆）を入会申請書に添付し、ご提出ください。

I.「申立書」

- 添付書類が「就労証明書」以外の方や、「就労証明書」以外の入会要件もある方はご提出ください。**保護者2人とも申立書の場合、1人1枚の申立書が必要です。**
- ご家庭で放課後、児童の保護・育成にあたれない理由について、以下の内容をできるだけ詳しくご記入ください。

- ① 誰が 例：父が
- ② どのような理由で フリーランスのプログラマーであり
- ③ どこで 自宅または契約会社内で / 港区の事務所で
- ④ 週何日 週5または6日、毎週月～金曜日、月2回土曜日に
- ⑤ 何時から何時まで 9時～18時まで勤務するため、児童の面倒がみられない。

II.添付書類（◆の書類を提出）

（1）就労しているが就労証明書を提出できない方

（フリーランスの方など。自営業・派遣社員・アルバイトの方は就労証明書を提出）

◆3か月分のスケジュール表（入会申請前月・申請月・申請翌月の3か月）

- 自由様式（雛形あり）。仕事の内容・開始時間・終了時間・場所を明記してください。仕事以外の、プライベートな予定は書かないで（削除して）ください。

○スケジュール表記入例

8/7(月)	8/8(火)	8/9(水)	8/10(木)	8/11(金)	8/12(土)	8/13(日)
13:00～18:00 〇〇〇会議 東京都T区	6:00～10:00 14:00～20:00 〇〇〇撮影 横浜市N区	9:00～12:00 13:00～20:00 〇〇〇撮影 東京都S区	10:00～21:00 〇〇〇撮影 山梨県K市	12:00～20:00 〇〇〇撮影 千葉県M市	休み	休み

（2）就学の方 ◆学生証または在学（入学予定）証明書、及び、時間割（コピー可）

- 時間割は、どの期間に、何時から何時まで、何の授業を受けているのかがわかるもの。
4月入会の方は、入会申請時の時間割のほか、新年度の時間割も追加提出が必要です。
- 授業時間以外の自主勉強等（レポート作成・研究等）は、対象になりません。

（3）看護の方 ◆看護対象者の診断書等（コピー可）

- 在宅看護の方は、原則対象になりません。（児童が帰宅した時に保護者が家にいるため）

（4）疾病、入院の方 ◆診断書、入院診療計画書等（コピー可）

- 疾病の方は、児童の保護・育成が困難であることがわかるもの。
- 入院の方は、入院期間がわかるもの。

（5）障害のある方 ◆身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（コピー）

- 該当する手帳が1級・2級（愛の手帳は1度・2度）以外の方は、（4）の診断書等を提出してください。

（6）産休の方 ◆就労証明書と申立書（出産予定日と産休期間を記入）

（7）（1）～（6）以外の方 ベネッセの学童クラブまたは児童課までご相談ください。

児童票

この用紙は、保護者の方にお子さんの様子を伝えていただき、ベネッセ 学童クラブ()での受入れや育成の参考とさせていただくためのものです。(裏面もご覧下さい。)

お子さんによっては、特段の配慮を必要としない項目もありますが、気になることや伝えておきたいこと等ございましたら、お知らせください。※()内には利用予定のクラブ名を記入ください。

ふりがな 児童名		学童 クラブ名	ベネッセ 学童クラブ()		記入日	年 月 日
在籍校	学校 新 年生()	学級	記入者名			
(通級)	小学校 ()	学級	手帳の 有無	有 ・ 無	愛の手帳 身体障害者手帳	度 級
在籍校からの送迎手段 (支援学校等、在籍校と新BOPが異なる場合)						

診断名	過去に 通っていた ところ	保育園 病院 療育施設 その他	
服薬等			
既往歴	現在 通っている ところ および頻度	病院 ・療育施設等 その他 (頻度)	

※当てはまるところに○をしていただくか、ご記入ください。

歩行等運動面		ひとりできる	人との 関わり		特に問題はない
		見守りが必要である			大人の手助けにより子ども同士で関わる
		大人が手助けしている			決まった相手となら関わる
		車椅子等を使用する			自分からは関わらない
		使用する用具などありましたら、以下に○もしくは具体的に記入してください。 車椅子 ・ クラッチ ・ 補装具 その他()		行動	特に問題はない
食事		ひとりで食べられる	※行動面(苦手な場面、こだわりや注意、パニックの状況、動きの大きさ・持続時間等)について配慮が必要な点がありましたらご記入ください。		
		見守りが必要である			
		大人が手助けしている			
		大人が食べさせている			
着替え		ひとりで着替えている			
		確認が必要である			
		大人が手助けしている			
		大人が着替えさせている			
排泄		ひとりできる			
		トイレへの促しや見守りが必要である			
		状況により大人の介助が必要である			
会話		常に大人の介助が必要である			
		特に問題はない			
		単語中心でやりとりする			
		ジェスチャー等でやり取りする			
	慣れた相手からの働きかけに応じる				

※その他、配慮が必要な点などありましたらご記入ください。

遊びの内容や遊びの場面において	その他

ベネッセ 学童クラブ桜新町 延長利用確認書

ベネッセ 学童クラブ桜新町については、8時15分から18時15分までは保育料金内、18時16分から19時までは、月額1,000円で延長利用が可能です。学校休業日の7時30分から8時15分の早朝延長利用と、通常運営日及び学校休業日の19時から21時のご利用は、別途利用日ごとに延長料金が必要となります。(利用に際して、15分ごと500円、がかかります。)

上記内容につきまして、了承しました。

令和 年 月 日

名前

ベネッセの学童クラブでは、お子さんの受入れや育成のために必要がある場合は、下記の機関等から健康・生活・行動面に関する聞き取りや巡回訪問をさせて頂くことがあります。

聞き取りや巡回訪問に際しては保護者の方に了解していただく必要がありますので、下記項目について「同意します」「同意しません」のいずれかに○をつけ、ご署名をお願いします。

なお得られた情報は、クラブでの育成にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

同 意 書

年 月 日

1. 保育の様子や育成上の留意点について、保育園・幼稚園から聞き取りを行うこと。

同意します

・

同意しません

2. 療育の様子や育成上の留意点について、療育機関等から聞き取りをおこなうこと。

同意します

・

同意しません

3. 巡回訪問（※）を実施すること。

同意します

・

同意しません

住所 世田谷区

保護者氏名（自署）

児童氏名

※「巡回訪問」

療育機関等の職員がベネッセの学童クラブを訪問し、クラブ職員に、育成上必要な指導・助言を行うものです。

2026 年 8 月 7 日

保護者のかたへ

株式会社ベネッセスタイルケア
ベネッセ 学童クラブ桜新町
施設長 三津山 葵

2029 年度以降の認可外学童クラブの運営・早朝延長保育時間変更予定について

平素より、ベネッセ 学童クラブ桜新町の運営にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

2016 年 4 月より認可外学童クラブとして開所したベネッセ 学童クラブ桜新町は、2024 年 4 月より世田谷区から運営補助を受け運営する「民設民営放課後児童クラブ」となりました。これに伴い、基本サービス内容や保育料などが新 BOP と同様となり、入会審査についても就労要件などの確認を新 BOP と同様に実施させていただき、利用学年も原則小学 3 年生までと定められております。

この変更に伴い、ベネッセ 学童クラブ桜新町では、2023 年度以前から認可外学童クラブとしてご利用いただいていたかたに対する経過措置として、認可外学童クラブとしての保育を行うエリアを施設内に設置し、対象のお子さまについては小学 4 年生以上の受け入れを行っております。こちらは経過措置の対象の方のみが利用できるサービスとなっておりますので、2024 年度以降にご利用を開始されたお子さまについては、小学 3 年生まで（※）の利用となり、認可外学童クラブのご利用はできません。

※特別な配慮を要するお子さまを除く

よって、2023 年度までにご入会いただいたお子さまが卒業される 2028 年度末にて、認可外学童クラブの運営を終了いたします。（2028 年度末よりも先に対象のお子さまが退所された場合には、前倒して運営を終了とする場合がございます。）

また、認可外学童クラブのサービスとして 2016 年度より行っております「平日の早朝 7：30～8：00 の延長保育」については、上記認可外学童クラブの運営終了と同時に終了とさせていただく見込みです。終了後は、東京都認証学童クラブの基準に合わせた平日朝 8 時からの開所となります。

本件につきましてご質問等がございましたら、施設長までお知らせください。

今後ともベネッセ 学童クラブ桜新町の運営にご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上